

資料 2

2024 年 12 月 11 日

第 4 回食品衛生基準審議会

報告事項に関する資料

目次

○食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について

ジブチルヒドロキシトルエン	3
アクリナトリン	7
インピルフルキサム	11
スピロテトラマト	20
スルホキサフロル	32
ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	45
フルチアニル	51
ホスチアゼート	55

○器具及び容器包装の規格基準等の改正について

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に定められた器具及び容器包装の規格基準等について、ポジティブリスト制度の導入に伴い用途別規格、材質別規格及び試験法の改正等	62
--	----

ジブチルヒドロキシトルエン
(Dibutylhydroxytoluene、Butylated hydroxytoluene)

審議の対象	飼料添加物の食品中の残留基準の設定										
経緯	「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく基準値設定の要請（魚類）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年9月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	飼料添加物／抗酸化剤										
我が国の指定状況	飼料添加物：ジブチルヒドロキシトルエンが指定されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価が行われ、1996年にADIが設定されている。国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ジブチルヒドロキシトルエンのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.25 mg/kg 体重/day										
暴露評価	暴露評価対象物質：ジブチルヒドロキシトルエンのみとする。 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>34.7</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>52.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>18.7</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>43.1</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI／ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	34.7	幼小児（1～6歳）	52.0	妊婦	18.7	高齢者（65歳以上）	43.1
	EDI／ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	34.7										
幼小児（1～6歳）	52.0										
妊婦	18.7										
高齢者（65歳以上）	43.1										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	指定 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.02	0.02	○			<0.01(n=3)(最終投与0日後)
豚の筋肉	0.03	0.03	○			0.03(n=1)(最終投与0日後)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03	○			(豚の筋肉参照)
牛の脂肪	0.2	0.04	○			推:0.21(n=3)(最終投与0日後)
豚の脂肪	0.5	0.5	○			0.50(n=1)(最終投与0日後)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5	○			(豚の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02	0.02	○			<0.01(n=3)(最終投与0日後)
豚の肝臓	0.05	0.05	○			<0.025(n=1)(最終投与0日後)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05	○			(豚の肝臓参照)
牛の腎臓	0.02	0.02	○			<0.01(n=3)(最終投与0日後)
豚の腎臓	0.08	0.08	○			0.08(n=1)(最終投与0日後)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08	0.08	○			(豚の腎臓参照)
牛の食用部分	0.02	0.02	○			(牛の肝臓及び腎臓参照)
豚の食用部分	0.4	0.4	○			0.39(n=1)(最終投与1日後)(小腸)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.4	○			(豚の食用部分参照)
乳	0.02	0.02	○			<0.01(n=3)(最終投与0日後)
鶏の筋肉	0.05	0.05	○			<0.025(n=1)(最終投与0日後)
その他の家さんの筋肉	0.05	0.05	○			(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	3	3	○			3.0(n=1)(最終投与0日後)
その他の家さんの脂肪	3	3	○			(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.2	0.2	○			0.21(n=1)(最終投与0日後)
その他の家さんの肝臓	0.2	0.2	○			(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.1	0.1	○			0.13(n=1)(最終投与0日後)
その他の家さんの腎臓	0.1	0.1	○			(鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.2	3	○			(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの食用部分	0.2	3	○			(鶏の食用部分参照)
鶏の卵	0.6	0.6	○			推:0.6(最終投与1日後)※
その他の家さんの卵	0.6	0.6	○			(鶏の卵参照)
魚介類(さけ目魚類に限る。)	100	10	○・IT			【推:102.5(n=10)(最終投与3日後)(チリ)】
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	100	10	○・IT			(魚介類(さけ目魚類に限る。)参照)
魚介類(すずき目魚類に限る。)	100	10	○・IT			(魚介類(さけ目魚類に限る。)参照)
魚介類(その他の魚類に限る。)	100	10	○・IT			(魚介類(さけ目魚類に限る。)参照)
魚介類(甲殻類に限る。)	0.1	0.1	○			<0.05(n=1)(最終投与1日後)

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において飼料添加物として指定されているもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

推:推定される残留濃度

※一般的なサイズの鶏卵(黄身の割合が高いMサイズ)の卵重量を50 g(卵黄20 g+卵白30 g)とし、卵黄及び卵白の重量比を用いて、卵における推定残留濃度を算出した。

答申（案）

（別紙2）

ジブチルヒドロキシトルエンについては、以下のとおり食品中の飼料添加物の残留基準を設定することが適当である。

ジブチルヒドロキシトルエン

今回残留基準を設定する「ジブチルヒドロキシトルエン」の規制対象は、ジブチルヒドロキシトルエンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08
牛の食用部分 ^{注2)}	0.02
豚の食用部分	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4
乳	0.02
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	3
その他の家きんの脂肪	3
鶏の肝臓	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.6
その他の家きんの卵	0.6
魚介類（さけ目魚類に限る。）	100
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	100
魚介類（すずき目魚類に限る。）	100
魚介類（その他の魚類 ^{注4)} に限る。）	100
魚介類（甲殻類に限る。）	0.1

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4) 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

アクリナトリン (Acrinathrin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：アボカド）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年9月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：食用ぎく、アスパラガス等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいてクレソン、ぶどう等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アクリナトリンのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.016 mg/kg 体重/day ARfD（急性参照用量）：0.03 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：アクリナトリンのみとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%)^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>11.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>19.9</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>8.5</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>12.3</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI／ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	11.1	幼小児（1～6歳）	19.9	妊婦	8.5	高齢者（65歳以上）	12.3
	EDI／ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	11.1										
幼小児（1～6歳）	19.9										
妊婦	8.5										
高齢者（65歳以上）	12.3										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のきく科野菜	1	2	○			0.23,0.42(¥)(食用ぎく)
アスパラガス	0.5	0.7	○			0.125,0.173(¥)
パセリ	1	1	○			0.44,0.47(¥)
トマト	0.5	0.5	○			0.12,0.16(¥)(ミニトマト)
ピーマン	0.7	0.7	○			0.092,0.21(¥)
なす	0.3	0.5	○			0.067,0.071(¥)(#)※1
その他のなす科野菜	0.6	1	○			<0.1,0.2(ししとう)、0.3,0.3(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.3	○			0.045,0.045(¥)(#)※1
すいか		0.05				
すいか(果皮を含む。)	0.1		○			0.03,0.04,0.04
メロン類果実		0.02				
メロン類果実(果皮を含む。)	0.4		○			0.08,0.13,0.19
その他の野菜(ずいき、もやし及びれんこんを除く。)	20	15	○			3.54,4.47(バジル)、5.76,7.80(しその葉)
りんご	0.7	0.7	○			0.24,0.25(¥)
日本なし	0.5	0.5	○			0.09,0.16(¥)
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
もも		0.05				
もも(果皮及び種子を含む。)	0.7		○			0.216,0.277(¥)
ネクタリン	2	2	○			0.27,0.78(¥)
あんず(アプリコットを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.5	0.5	○			0.06,0.18(¥)
うめ	5	5	○			0.54,1.73(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.28,0.80(¥)
いちご	0.3	0.3	○			0.056,0.063(¥)
ぶどう	2	2	○			0.07~0.788(n=5)
かき	0.7	0.7	○			0.041,0.24(¥)
アボカド	0.7		申			0.24,0.24(¥)
マンゴー	0.3	0.3	○			0.04,0.08(¥)
その他の果実	0.3	0.3	○			0.07,0.08(¥)(いちじく)
茶	9	10	○			0.77~4.51(n=6)(荒茶)
その他のハーブ	20	15	○			(その他の野菜(ずいき、もやし及びれんこんを除く。)参照)
はちみつ	0.05					※2

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分

○: 既に、国内において登録等がされているもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1) なす及びきゅうり(ガーキンを含む。)については、プロポーションナリティ (proportionality) の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、3.0%アクリナトリン水和剤1000倍散布を基に換算した。

※2) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

アクリナトリンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

アクリナトリン

今回残留基準を設定する「アクリナトリン」の規制対象は、アクリナトリンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
その他のきく科野菜 ^{注1)}	1
アスパラガス	0.5
パセリ	1
トマト	0.5
ピーマン	0.7
なす	0.3
その他のなす科野菜 ^{注2)}	0.6
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.4
その他の野菜 ^{注3)} （ずいき、もやし及びれんこんを除く。）	20
りんご	0.7
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	0.7
ネクタリン	2
あんず（アブリコットを含む。）	5
すもも（プルーンを含む。）	0.5
うめ	5
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	0.3
ぶどう	2
かき	0.7
アボカド	0.7
マンゴー	0.3
その他の果実 ^{注4)}	0.3
茶	9

食品名	残留基準値 ppm
その他のハーブ ^{注5)}	20
はちみつ	0.05

注1) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

インピルフルキサム (Inpyrfluxam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：やまいも、にんにく等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年9月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：稲、小麦等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2022年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はりんご、畜産物等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、らっかせい等に、カナダにおいてりんご、大麦等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物、魚介類及びはちみつにあってはインピルフルキサムのみとし、畜産物にあってはインピルフルキサム及び代謝物Ⅰ【 <i>N</i> -(1 <i>RS</i> , 3 <i>RS</i> ; 1 <i>RS</i> , 3 <i>SR</i>)-2, 3-ジヒドロ-1, 3-ジメチル-1-(ヒドロキシメチル)-1 <i>H</i> -インデン-4-イル]-1-メチル-3-(ジフルオロメチル)-1 <i>H</i> -ピラゾール-4-カルボキサミド】（抱合体を含む。）とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.06 mg/kg 体重/day ARfD（急性参照用量）：0.3 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物、魚介類及びはちみつにあってはインピルフルキサムのみとし、畜産物にあってはインピルフルキサム及び代謝物Ⅰ（抱合体を含む。）とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>8.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>17.7</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>7.4</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>9.2</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出注）したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えてお</u>		EDI／ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	8.1	幼小児（1～6歳）	17.7	妊婦	7.4	高齢者（65歳以上）	9.2
	EDI／ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	8.1										
幼小児（1～6歳）	17.7										
妊婦	7.4										
高齢者（65歳以上）	9.2										

	<u>らず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準 (厚生省告示第370号) において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.01	○	0.01		<0.01(n=6)
小麦	0.6	0.6	○			0.03~0.30(n=6)
大麦	3	3	○			0.88,1.03,1.14
ライ麦	3	3	○			(大麦参照)
とうもろこし	0.01			0.01		
その他の穀類	3	3	○			(大麦参照)
大豆	0.3	0.3	○	0.01		<0.01~0.15(n=6)
小豆類	0.2	0.2	○			<0.01,0.04(¥)(いんげんまめ)
えんどう	0.3	0.3	○			(だいず参照)
そら豆	0.3	0.3	○			(だいず参照)
らっかせい	0.01			0.01		
その他の豆類	0.3	0.3	○			(だいず参照)
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01~0.03(n=6)
やまいも(長いもをいう。)	0.01		申			<0.01,<0.01,<0.01
てんさい	0.07	0.07	○	0.01		0.02,0.02,0.03
はくさい	1	1	○			0.13~0.50(n=5)(はくさい)、 0.04~0.69(n=6)(キャベツ)
キャベツ	1	1	○			(はくさい参照)
芽キャベツ	1	1	○			(はくさい参照)
ブロッコリー	5	5	○			0.56,1.02,2.25
その他のあぶらな科野菜	1	1	○			(はくさい参照)
チコリ	30	30	○			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。))参照)
エンダイブ	30	30	○			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。))参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	30	30	○			3.94,11.2(サラダ菜)、 6.85,9.12(リーフレタス)
その他のさく科野菜	30	30	○			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。))参照)
たまねぎ	0.09	0.09	○			<0.01~0.05(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.22~1.16(n=6)
にんにく	0.05		申			<0.01,<0.01(¥)
にんじん	0.2	0.2	○			0.04~0.10(n=6)
トマト	1	1	○			0.23,0.29(トマト)、 0.18~0.58(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	1		申			0.45,0.46,0.49
なす	0.6		申			0.07~0.32(n=7)
その他のなす科野菜	5		申			1.32,1.46(甘長とうがらし)、 1.42,1.48(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.4	0.4	○			0.03~0.18(n=6)
未成熟えんどう	3	3	○			0.61,1.21(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	4	4	○			0.32,0.84,1.47(さやいんげん)
えだまめ	5	5	○			0.96,1.62,1.82
その他の野菜	5	5	○			(えだまめ参照)
みかん(外果皮を含む。)	3	3	○			0.73~1.23(n=6)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.10,0.36,0.80
レモン	5	5	○			1.30(かぼす)、2.65(¥)(すだち)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	5	○			(みかん(外果皮を含む。))参照)
グレープフルーツ	2	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	5	5	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			(レモン参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
りんご	4	4	○	4		
日本なし	2	2	○			0.37～0.96(n=6)
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	3	3	○			0.49,0.81,0.88
ネクタリン	3	3	○			(もも参照)
あんず(アプリコットを含む。)	4	4	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.3	0.3	○			0.07,0.08(¥)
うめ	4	4	○			0.87,1.30,1.48
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○			0.73,1.16(¥)
いちご	3	3	○			0.47,0.72,0.97
ぶどう	4	4	○			0.70,1.29,1.96
かき	0.9	0.9	○			0.13～0.36(n=6)
その他の果実	2		申			0.20,0.58(¥)(いちじく)
その他のスパイス	15	15	○			3.72～6.08(n=6)(みかんの果皮)
牛の筋肉	0.02			0.02		
豚の筋肉	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02			0.02		
牛の脂肪	0.02			0.02		
豚の脂肪	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02			0.02		
牛の肝臓	0.02			0.02		
豚の肝臓	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02			0.02		
牛の腎臓	0.02			0.02		
豚の腎臓	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02			0.02		
牛の食用部分	0.02			0.02		
豚の食用部分	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02			0.02		
乳	0.02			0.02		
鶏の筋肉	0.02			0.02		
その他の家きんの筋肉	0.02			0.02		
鶏の脂肪	0.02			0.02		
その他の家きんの脂肪	0.02			0.02		
鶏の肝臓	0.02			0.02		
その他の家きんの肝臓	0.02			0.02		
鶏の腎臓	0.02			0.02		
その他の家きんの腎臓	0.02			0.02		
鶏の食用部分	0.02			0.02		
その他の家きんの食用部分	0.02			0.02		
鶏の卵	0.02			0.02		
その他の家きんの卵	0.02			0.02		

農薬名 インピルフルキサム

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
魚介類	0.02	0.02				推:0.019
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
○:既に、国内において登録等がされているもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)
推:推定される残留濃度
※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

インピルフルキサムについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

インピルフルキサム

今回残留基準を設定する「インピルフルキサム」の規制対象は、農産物、魚介類及びはちみつにあってはインピルフルキサムのみとし、畜産物にあってはインピルフルキサム及び代謝物I【*N*-[(1*RS*, 3*RS*; 1*RS*, 3*SR*)-2, 3-ジヒドロ-1, 3-ジメチル-1-(ヒドロキシメチル)-1*H*-インデン-4-イル]-1-メチル-3-(ジフルオロメチル)-1*H*-ピラゾール-4-カルボキサミド】（抱合体を含む。）とする。ただし、代謝物Iはインピルフルキサムの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
小麦	0.6
大麦	3
ライ麦	3
とうもろこし	0.01
その他の穀類 ^{注1)}	3
大豆	0.3
小豆類 ^{注2)}	0.2
えんどう	0.3
そら豆	0.3
らっかせい	0.01
その他の豆類 ^{注3)}	0.3
ばれいしょ	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.01
てんさい	0.07
はくさい	1
キャベツ	1
芽キャベツ	1
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	1
チコリ	30
エンダイブ	30
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30
その他のきく科野菜 ^{注5)}	30
たまねぎ	0.09
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.05

食品名	残留基準値 ppm
にんじん	0.2
トマト	1
ピーマン	1
なす	0.6
その他のなす科野菜 ^{注6)}	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	4
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注7)}	5
みかん（外果皮を含む。）	3
なつみかんの果実全体	2
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3
グレープフルーツ	2
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	5
りんご	4
日本なし	2
西洋なし	2
もも（果皮及び種子を含む。）	3
ネクタリン	3
あんず（アプrikottを含む。）	4
すもも（プルーンを含む。）	0.3
うめ	4
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	3
ぶどう	4
かき	0.9
その他の果実 ^{注9)}	2
その他のスパイス ^{注10)}	15

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注12)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注13)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
魚介類	0.02
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注12) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注13) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

スピロテトラマト (Spirotetramat)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：だいこん、ねぎ等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年9月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：ばれいしょ、キャベツ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2008年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はばれいしょ、トマト等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてにんじん、バナナ等に、カナダにおいてたまねぎ、ブルーベリー等に、EUにおいて西洋わさび、にんじん等に、豪州においてキャベツ、ブロッコリー等に、ニュージーランドにおいてばれいしょ、トマト等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：スピロテトラマト及び代謝物M1【シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン】とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.12 mg/kg 体重/day ARfD（急性参照用量）：1 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物にあつてはスピロテトラマト、代謝物 M1、代謝物 M5（シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-3-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4.5]デカン-2,4-ジオン）、代謝物 M7（シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4.5]デカン-2-オン）及び代謝物 M1 グルコシドとし、畜産物においてはスピロテトラマト及び代謝物 M1 とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%)^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>10.3</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>21.2</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>9.2</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>12.1</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	10.3	幼小児（1～6歳）	21.2	妊婦	9.2	高齢者（65歳以上）	12.1
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	10.3										
幼小児（1～6歳）	21.2										
妊婦	9.2										
高齢者（65歳以上）	12.1										

	<u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注）}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	2	2		1.5		
大豆	4	5		4		
小豆類	2	3		2		
えんどう	2	3		2		
そら豆	2	3		2		
その他の豆類	2	3		2		
ばれいしょ	1	1	○	0.8		0.139,0.379(¥)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.6	0.6	○		0.60 米国 ^{注)}	【<0.020～0.366(n=15)(米国ばれいしょ)】
かんしょ	0.6	0.6			0.60 米国 ^{注)}	【さといも類(やつがしらを含む。) 参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.6	0.6			0.60 米国 ^{注)}	【さといも類(やつがしらを含む。) 参照】
その他のいも類	0.6	0.6			0.60 米国 ^{注)}	【さといも類(やつがしらを含む。) 参照】
てんさい	0.06	0.1	○	0.06		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.6	0.05	申			0.11～0.22(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	20	7	申	7		0.56～9.00(n=6)
かぶ類の根	0.06	0.05			0.07 EU	【<0.02～0.05(n=16)(EU(こんじん))】
かぶ類の葉	7	7		7		
西洋わさび	0.06	0.05			0.07 EU	【かぶ類の根参照】
クレソン	7	7		7		
はくさい	7	7	○	7		
キャベツ	7	7	○	2	7 豪州	【<0.04～3.41(n=4)(豪州ブロッコリー)】
芽キャベツ	2	1			2.5 米国 ^{注)}	【0.022～0.839(n=6)(米国キャベツ(外葉あり))】
ケール	7	7		7		
こまつな	7	7		7		
きょうな	7	7		7		
チンゲンサイ	7	7		7		
カリフラワー	7	7		1	7 豪州	【キャベツ参照】
ブロッコリー	7	7	○	1	7 豪州	【キャベツ参照】
その他のあぶらな科野菜	7	7		7		
サルシフィー	0.06	0.05			0.1 EU	【かぶ類の根参照】
アーティチョーク	1	1		1		
チコリ	7	7		7		
エンダイブ	7	7		7		
しゅんぎく	7	7		7		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	15	○	7		2.92,8.34(リーフレタス)、 0.90,2.63(サラダ菜)
その他のきく科野菜	7	7	○	7		
たまねぎ	0.5	0.8		0.4	0.8 カナダ ^{注)}	【<0.022～0.276(n=10)(カナダ)】
ねぎ(リーキを含む。)	1	0.8	○・申			0.07,0.11,0.16(根深ねぎ)、 0.52,0.55,0.72(葉ねぎ)
にんにく	0.7	0.8	○		0.8 カナダ ^{注)}	0.22,0.30(¥)
にら	0.5	0.8			0.8 カナダ ^{注)}	【たまねぎ参照】
アスパラガス	1	1	○			0.10,0.31(¥)
その他のゆり科野菜	0.5	0.8			0.8 カナダ ^{注)}	【たまねぎ参照】
にんじん	0.06	0.05		0.04	0.07 EU	【かぶ類の根参照】
パセリ	5	5			9.0 米国 ^{注)}	【0.223～2.328(n=6)(米国セロリ)】
セロリ	4	5		4		
その他のせり科野菜	5	5			9.0 米国 ^{注)}	【パセリ参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
トマト	2	3	○	1		0.399,0.950(¥)(ミニトマト)
ピーマン	5	10	○	1		1.91,2.69(¥)
なす	1	2	○	1		0.40,0.48(¥)
その他のなす科野菜	10	10	○	7		2.08,3.86(¥)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	2	○	0.2		0.27,0.38(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.8	2	○	0.2		0.07,0.11,0.35
しろうり	0.2	0.2		0.2		
すいか		0.1	○			
すいか(果皮を含む。)	0.2		○	0.2		
メロン類果実		0.1	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2		○	0.2		
まくわうり		0.03				
まくわうり(果皮を含む。)	0.2			0.2		
その他のうり科野菜	7	7	○	7		
ほうれんそう	8	7	○・申	7		2.07~3.60(n=6)
オクラ	1	1		1	0.60 米国 ^{注)}	【米国ばれいしょ参照】
しょうが	0.6	0.6	○			
未成熟えんどう	2	3		1.5		
未成熟いんげん	2	3		1.5		
えだまめ	2	3		1.5		
その他の野菜	7	7	○	7		
みかん		0.4	○			
みかん(外果皮を含む。)	4		○	0.5		0.49~1.92(n=6)
なつみかんの果実全体	0.7	1	○	0.5		0.17,0.22,0.24
レモン	0.7	3	○	0.5		0.06(すだち)、0.29(かぼす)(¥)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	4	3	○	0.5		(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	0.7	3	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.7	3	○	0.5		(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	4	3	○	0.5		(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	0.7	0.7	○	0.7		0.05~0.37(n=6)
日本なし	0.9	0.7	○	0.7		0.20,0.30,0.33
西洋なし	0.9	0.7	○	0.7		(日本なし参照)
マルメロ	0.7	0.7		0.7		
びわ		0.7	○			
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	2		○	0.7		0.79,0.83(¥)
もも		1	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	1		○			0.27,0.30,0.38
ネクタリン	3	3	○	3		
あんず(アプレコットを含む。)	3	3	○	3		
すもも(ブルーを含む。)	3	5	○	3		※1
うめ	3	3	○	3		
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	3		1.02,1.62(¥)
いちご	10	10	○	0.3		0.92,3.19(¥)
ブルーベリー	2	3		1.5		
クランベリー	0.2	3		0.2	3.0 カナダ ^{注)}	【0.15~0.69(n=11)(カナダブルーベリー)】
ハックルベリー	2	3				
その他のベリー類果実	2	3		1.5		
ぶどう	8	5	○	2		1.09~3.33(n=4)
かき	2	3	○			【0.267~0.808(¥)(n=4)(米国グアバ)】※2

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
バナナ	4	4	○	0.4	4.0	米国 ^{注)}	【0.55～1.69(n=4)(米国)】
パパイヤ	0.4	0.4			0.60	米国 ^{注)}	【0.042～0.283(＃)(n=5)(米国)】 0.04,0.09(¥)
アボカド	0.6	0.6					
パイナップル	0.3	0.3					
グアバ	2	3					
マンゴー	0.3	0.3					
パッションフルーツ	2	3					
その他の果実	15	15	○	15			
綿実	0.4	0.7		0.4			
ぎんなん	0.5	0.5		0.5			
くり	0.5	0.5		0.5			
ペカン	0.5	0.5		0.5			
アーモンド	0.5	0.5		0.5			
くるみ	0.5	0.5		0.5			
その他のナッツ類	0.5	0.5		0.5			
コーヒー豆	0.1	0.2		15	0.20	米国 ^{注)}	【0.028,0.031,0.038(米国)】
ホップ	15	15					
その他のスパイス	20	15	○				2.65～8.51(n=6)(みかん果皮)
その他のハーブ	15	15	○	7			0.17,7.40(¥)(しそ)
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05			【推:0.079】 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05			
牛の脂肪	0.08	0.08					
豚の脂肪	0.08	0.08					
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.08	0.08					
牛の肝臓	1	1		1			
豚の肝臓	1	1		1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	1		1			
牛の腎臓	1	1		1			
豚の腎臓	1	1		1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	1		1			
牛の食用部分	1	1		1			
豚の食用部分	1	1		1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	1		1			
乳	0.01	0.01		0.005			【推:0.007】
鶏の筋肉	0.01			0.01			
その他の家さんの筋肉	0.01			0.01			
鶏の肝臓	0.01			0.01			
その他の家さんの肝臓	0.01			0.01			
鶏の腎臓	0.01			0.01			
その他の家さんの腎臓	0.01			0.01			
鶏の食用部分	0.01			0.01			
その他の家さんの食用部分	0.01			0.01			
鶏の卵	0.01			0.01			
その他の家さんの卵	0.01			0.01			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
はちみつ	0.05					※3
とうがらし(乾燥させたもの)				15		※4
すもも(乾燥させたもの)				5		※4
干しぶどう				4		※4

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において登録等がされているもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推: 推定される残留濃度

注) 米国およびカナダは残留の規制対象がスピロテトラマト、代謝物M1、代謝物M5、代謝物M7及び代謝物M1グルコシドであり、この和から両国の基準値が設定されている。

※1) 国際基準はprunes (dry) 5であるためstone fruits (goup)の国際基準を用いた。

※2) かき及びパッションフルーツについては米国のグアバの残留試験成績をプロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、グアバは米国の 15.3% OD及び22.4% SCにおける179 g ai/ha を基に換算した(JMPR 2015)。

※3) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※4) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」、「すもも(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数を7.0、すもも(乾燥させたもの)の加工係数を4.6及び干しぶどうの加工係数を3.4と算出している。

答申（案）

（別紙２）

スピロテトラマトについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

スピロテトラマト

今回残留基準を設定する「スピロテトラマト」の規制対象は、スピロテトラマト及び代謝物M1【シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン】とする。ただし、代謝物M1はスピロテトラマトの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	2
大豆	4
小豆類 ^{注1)}	2
えんどう	2
そら豆	2
その他の豆類 ^{注2)}	2
ばれいしょ	1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.6
かんしょ	0.6
やまいも（長いものをいう。）	0.6
その他のいも類 ^{注3)}	0.6
てんさい	0.06
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.6
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20
かぶ類の根	0.06
かぶ類の葉	7
西洋わさび	0.06
クレソン	7
はくさい	7
キャベツ	7
芽キャベツ	2
ケール	7
こまつな	7
きょうな	7
チンゲンサイ	7
カリフラワー	7
ブロッコリー	7
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	7

食品名	残留基準値 ppm
サルシフィー	0.06
アーティチョーク	1
チコリ	7
エンダイブ	7
しゅんぎく	7
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	20
その他のきく科野菜 ^{注5)}	7
たまねぎ	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	1
にんにく	0.7
にら	0.5
アスパラガス	1
その他のゆり科野菜 ^{注6)}	0.5
にんじん	0.06
パセリ	5
セロリ	4
その他のせり科野菜 ^{注7)}	5
トマト	2
ピーマン	5
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注8)}	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.8
しろうり	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
まくわうり（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜 ^{注9)}	7
ほうれんそう	8
オクラ	1
しょうが	0.6
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	2
えだまめ	2
その他の野菜 ^{注10)}	7

食品名	残留基準値 ppm
みかん（外果皮を含む。）	4
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	4
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注11)}	4
りんご	0.7
日本なし	0.9
西洋なし	0.9
マルメロ	0.7
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	2
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	3
あんず（アプリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	3
うめ	3
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	10
ブルーベリー	2
クランベリー	0.2
ハックルベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注12)}	2
ぶどう	8
かき	2
バナナ	4
パパイヤ	0.4
アボカド	0.6
パイナップル	0.3
グアバ	2
マンゴー	0.3
パッションフルーツ	2
その他の果実 ^{注13)}	15
綿実	0.4
ぎんなん	0.5
くり	0.5
ペカン	0.5
アーモンド	0.5
くるみ	0.5

食品名	残留基準値 ppm
その他のナッツ類 ^{注14)}	0.5
コーヒー豆	0.1
ホップ	15
その他のスパイス ^{注15)}	20
その他のハーブ ^{注16)}	15
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注17)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.08
豚の脂肪	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.08
牛の肝臓	1
豚の肝臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1
牛の腎臓	1
豚の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1
牛の食用部分 ^{注18)}	1
豚の食用部分	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注19)} の筋肉	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いものをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注12) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注14) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注15) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注16) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注17) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注18) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注19) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

スルホキサフロル (Sulfoxafloer)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請(適用拡大:ねぎ)を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年9月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：稲、小麦等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)における毒性評価が行われ、2011年にADI及びARfDが設定されている。国際基準は小麦、葉菜類等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において麦類、仁果類等に、カナダにおいて葉菜類、ぶどう等に、EUにおいて小麦、大豆等に、豪州において穀類、大豆等に、ニュージーランドにおいて小麦、ばれいしょ等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：スルホキサフロルのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI(許容一日摂取量): 0.042 mg/kg 体重/day ARfD(急性参照用量): 0.25 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：スルホキサフロルのみとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体(1歳以上)</td><td>18.6</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td><td>38.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>17.4</td></tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td><td>20.9</td></tr> </tbody> </table> 注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量(EDI) 試算式：作物残留試験成績の中央値(STMR)等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出注)したところ、国民全体(1歳以上)及び幼小児(1～6歳)のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度(HR)又は中央値(STMR)を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) 注)	国民全体(1歳以上)	18.6	幼小児(1～6歳)	38.4	妊婦	17.4	高齢者(65歳以上)	20.9
	EDI/ADI (%) 注)										
国民全体(1歳以上)	18.6										
幼小児(1～6歳)	38.4										
妊婦	17.4										
高齢者(65歳以上)	20.9										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	---

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	2	○	1.5		
小麦	0.4	0.4	○	0.2		0.02～0.19(n=6)
大麦	0.6	0.6		0.6		
とうもろこし	0.01	0.01	○	0.01		
その他の穀類	0.2	0.2		0.2		
大豆	1	2	○	0.3		0.22～0.56(n=6)
小豆類	0.3	0.3	○	0.3		
そら豆	0.2	0.2			0.20 米国	【(0.022～0.104(#) (n=6)(米国いんげん)】
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.03	0.05 米国	【(0.009～0.030(#) (n=12)(米国にんじん)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03	0.03		0.03		
かんしょ	0.05	0.05		0.03	0.05 米国	【ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○	0.03	0.05 米国	【ばれいしょ参照】
こんにゃくいも	0.03	0.03		0.03		
その他のいも類	0.03	0.03		0.03		
てんさい	0.05	0.05	○	0.03	0.05 米国	【ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.2	○	0.03		0.01,0.05(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10	10	○	6		0.84,4.86(¥)
かぶ類の根	0.05	0.05		0.03	0.05 米国	【ばれいしょ参照】
かぶ類の葉	6	6		6		
西洋わさび	0.03	0.03		0.03		
クレソン	6	6		6		
はくさい	6	6	○	6		
キャベツ	2	2	○	0.4	2 米国	【<0.01～1.58(#) (n=15)(米国ブロッコリー)】
芽キャベツ	2	2			2 米国	【キャベツ参照】
ケール	6	6	○	6		
こまつな	6	6	○	6		
きょうな	6	6	○	6		
チンゲンサイ	6	6	○	6		
カリフラワー	0.08	0.08		0.04	0.08 米国	1.06,2.17,2.55 【<0.01～0.055(#)(n=10)(米国 カリフラワー)】
ブロッコリー	3	3	○	3		
その他のあぶらな科野菜	6	6	○	6		
ごぼう	0.03	0.03	○	0.03		
サルシフィー	0.03	0.03		0.03		
アーティチョーク	0.9	0.7		0.9		
チコリ	6	6		6		
エンダイブ	6	6		6		
しゅんぎく	6	6		6		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10	○	6		2.28,3.88(サラダ菜)、 3.51,3.98(リーフレタス)
その他のきく科野菜	6	6	○	6		
たまねぎ	0.01	0.01		0.01		
ねぎ(リーキを含む。)	0.9		申	0.7		0.04～0.43(n=6)
にんにく	0.01	0.01		0.01		
アスパラガス	0.01			0.01		
その他のゆり科野菜	6	6		6		
にんじん	0.05	0.05		0.05		
パースニップ	0.03	0.03		0.03		
パセリ	6	6			6 米国	【0.041～2.85(#)(n=8)(米国ほう れんそう)】
セロリ	2	2		1.5		
みつば	6	6		6		
その他のせり科野菜	0.03	0.03		0.03		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
トマト	2	2	○	1.5		0.33,0.94(¥)
ピーマン	2	2	○	1.5		
なす	2	2	○	1.5		
その他のなす科野菜	2	6		1.5		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.5		0.25,0.28(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5		0.5		
しろうり	0.5	0.5		0.5		
すいか(果皮を含む。)	0.5	0.5	○	0.5		
メロン類果実(果皮を含む。)	0.6	0.6	○	0.5		
まくわうり(果皮を含む。)	0.5	0.5		0.5		
その他のうり科野菜	0.5	6		0.5		
ほうれんそう	20	20	○	6		3.86～7.72(n=6)
オクラ	2	2		1.5		
未成熟えんどう	4	4				
未成熟いんげん	4	4				
えだまめ	3	3	○		4.0 米国	【0.029～1.938(＃)(n=6)(米国 Green bean (whole pod))】※1 【未成熟えんどう参照】 0.06,0.38,1.04
しいたけ		2				
その他のきのこ類		2				
その他の野菜	6	6	○	6		
みかん(外果皮を含む。)	2	2	○	0.8		0.49,0.93(¥) 0.62,0.89(¥) 0.38(かぼす),0.56(すだち)(¥) (みかん(外果皮を含む。))参照 (なつみかんの果実全体参照) (レモン参照) (なつみかんの果実全体参照)
なつみかんの果実全体	2	2	○	0.15		
レモン	2	2	○	0.4		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○	0.8		
グレープフルーツ	2	2	○	0.15		
ライム	2	2	○	0.4		
その他のかんきつ類果実	2	2	○	0.8		
りんご	0.7	0.7	○	0.3		0.12,0.28(¥) 0.48,0.49(¥) (日本なし参照)
日本なし	1	1	○	0.3		
西洋なし	1	1	○	0.3		
マルメロ	0.3	0.3		0.3		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.3	0.3		0.3		
もも(果皮及び種子を含む。)	1	2	○	0.4		0.22～0.72(n=4) 【0.320～1.264(＃) (n=14)(米国おうとう)】 【ネクタリン参照】 【ネクタリン参照】 0.18,0.48,1.24 1.10,1.58(¥)
ネクタリン	3	3	○	0.4	3 米国	
あんず(アプリコットを含む。)	3	3		0.4	3 米国	
すもも(ブルーンを含む。)	3	3		0.5	3 米国	
うめ	3	3	○	0.4		
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	1.5	3 米国	
いちご	4	4	○	0.5		0.92,1.08,1.96 【0.155～1.265(n=11)(米国ブッシュベリー)】
ラズベリー	2	2		1.5		
ブラックベリー	2	2		1.5		
ブルーベリー	2	2		2		
クランベリー	2	2			2 米国	
ハックルベリー	2	2		2		
その他のベリー類果実	2	2		2		
ぶどう	4	4	○	2		0.99,1.19,1.41 0.14～0.31(n=6)
かき	0.7	0.7	○	0.3		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
バナナ	0.5	0.5			0.5	台湾	【0.126,0.170,0.212(＃)(n=3)(台湾マンゴー)】※2 0.75,1.22,1.41 【バナナ参照】 【バナナ参照】 【0.011～0.051(n=8)(米国パイナップル)】 【バナナ参照】
キウイ(果皮を含む。)	4	4	○				
パパイヤ	0.5	0.5		0.15	0.5	台湾	
アボカド	0.5	0.5			0.5	台湾	
パイナップル	0.1	0.1			0.1	米国	
マンゴー	0.5	0.5	○	0.3	0.5	台湾	
その他の果実	2	2	○	1.5			0.68,0.73(¥)(いちじく)
ひまわりの種子	0.4			0.4			【<0.01～0.215(＃)(n=19)(米国的なたね)】
べにばなの種子	0.4			0.4			
綿実	0.4	0.4		0.4			
なたね	0.4	0.4		0.15	0.40	米国	
ぎんなん	0.03	0.03		0.03			
くり	0.03	0.03		0.03			
ペカン	0.03	0.03		0.03			
アーモンド	0.03	0.03		0.03			
くるみ	0.03	0.03		0.03			
その他のナッツ類	0.03	0.03		0.03			
コーヒード	0.3			0.3			【<0.01～0.024(n=6)(米国的カカオ豆)】
カカオ豆	0.05	0.05			0.05	米国	
その他のスパイス	10	10	○	2			3.10,3.38(¥)(みかん果皮)
その他のハーブ	15	15	○	6			8.44,8.78(¥)(しそ(葉))
牛の筋肉	0.4	0.4		0.4			
豚の筋肉	0.4	0.4		0.4			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.4	0.4		0.4			
牛の脂肪	0.2	0.2		0.2			
豚の脂肪	0.2	0.2		0.2			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.2			
牛の肝臓	1	1		1			
豚の肝臓	1	1		1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	1		1			
牛の腎臓	1	1		1			
豚の腎臓	1	1		1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	1		1			
牛の食用部分	1	1		1			
豚の食用部分	1	1		1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	1		1			
乳	0.3	0.3		0.3			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の筋肉 その他の家さんの筋肉	0.7 0.7	0.7 0.7		0.7 0.7		
鶏の脂肪 その他の家さんの脂肪	0.05 0.05	0.05 0.05		0.03 0.03		推:0.049 (鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓 その他の家さんの肝臓	0.3 0.3	0.3 0.3		0.3 0.3		
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓	0.3 0.3	0.3 0.3		0.3 0.3		
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分	0.3 0.3	0.3 0.3		0.3 0.3		
鶏の卵 その他の家さんの卵	0.1 0.1	0.1 0.1		0.1 0.1		
はちみつ	0.05					※3
精米				1		※4
とうがらし(乾燥させたもの)				15		※4
干しぶどう				6		※4

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

※1) 未成熟えんどうは、米国基準は設定されていないが、米国Green bean (whole pod)の作物残留試験成績より基準値を設定している。

※2) バナナ、パパイヤ、アボガド及びマンゴーについては台湾のマンゴーの残留試験成績をプロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理量の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、マンゴーは台湾の 24.0% SCにおける0.168 kg ai/ha散布を基に換算した。

※3) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※4) 加工食品である「精米」「とうがらし(乾燥させたもの)」「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIは精米、とうがらし(乾燥させたもの)及び干しぶどうの加工係数をそれぞれ0.7、10及び3.5と算出している。

答申（案）

（別紙2）

スルホキサフロールについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

スルホキサフロール

今回残留基準を設定する「スルホキサフロール」の規制対象は、スルホキサフロールのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	2
小麦	0.4
大麦	0.6
とうもろこし	0.01
その他の穀類 ^{注1)}	0.2
大豆	1
小豆類 ^{注2)}	0.3
そら豆	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.03
かんしょ	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.05
こんにゃくいも	0.03
その他のいも類 ^{注3)}	0.03
てんさい	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	6
西洋わさび	0.03
クレソン	6
はくさい	6
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	6
こまつな	6
きょうな	6
チンゲンサイ	6
カリフラワー	0.08
ブロッコリー	3
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	6

食品名	残留基準値 ppm
ごぼう	0.03
サルシフィー	0.03
アーティチョーク	0.9
チコリ	6
エンダイブ	6
しゅんぎく	6
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10
その他のきく科野菜 ^{注5)}	6
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	0.9
にんにく	0.01
アスパラガス	0.01
その他のゆり科野菜 ^{注6)}	6
にんじん	0.05
パースニップ	0.03
パセリ	6
セロリ	2
みつば	6
その他のせり科野菜 ^{注7)}	0.03
トマト	2
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注8)}	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5
しろうり	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	0.6
まくわうり（果皮を含む。）	0.5
その他のうり科野菜 ^{注9)}	0.5

食品名	残留基準値 ppm
ほうれんそう	20
オクラ	2
未成熟えんどう	4
未成熟いんげん	4
えだまめ	3
その他の野菜 ^{注10)}	6
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注11)}	2
りんご	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.3
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	3
あんず（アプリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	3
うめ	3
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	4
ラズベリー	2
ブラックベリー	2
ブルーベリー	2
クランベリー	2
ハuckleベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注12)}	2
ぶどう	4
かき	0.7

食品名	残留基準値 ppm
バナナ	0.5
キウイー（果皮を含む。）	4
パパイア	0.5
アボカド	0.5
パイナップル	0.1
マンゴー	0.5
その他の果実 ^{注13)}	2
ひまわりの種子	0.4
べにばなの種子	0.4
綿実	0.4
なたね	0.4
ぎんなん	0.03
くり	0.03
ペカン	0.03
アーモンド	0.03
くるみ	0.03
その他のナッツ類 ^{注14)}	0.03
コーヒー豆	0.3
カカオ豆	0.05
その他のスパイス ^{注15)}	10
その他のハーブ ^{注16)}	15
牛の筋肉	0.4
豚の筋肉	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注17)} の筋肉	0.4
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	1
豚の肝臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1
牛の腎臓	1
豚の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1
牛の食用部分 ^{注18)}	1
豚の食用部分	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1

食品名	残留基準値 ppm
乳	0.3
鶏の筋肉	0.7
その他の家きん ^{注19)} の筋肉	0.7
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.3
その他の家きんの肝臓	0.3
鶏の腎臓	0.3
その他の家きんの腎臓	0.3
鶏の食用部分	0.3
その他の家きんの食用部分	0.3
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.1
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注12) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注14) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注15) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注16) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注17) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注18) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注19) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート
(Dazomet, Metam and Methyl isothiocyanate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（らっかせい）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年9月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／土壌くん蒸剤										
我が国の登録状況	農薬：だいこん、トマト等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて果菜類、葉菜類等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メチルイソチオシアネートのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートのグループADI並びにグループARfD ADI（許容一日摂取量）：0.004 mg/kg 体重/day ARfD（急性参照用量）：0.1 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：メチルイソチオシアネートのみとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>2.7</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>5.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>2.6</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>3.1</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	2.7	幼小児（1～6歳）	5.3	妊婦	2.6	高齢者（65歳以上）	3.1
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	2.7										
幼小児（1～6歳）	5.3										
妊婦	2.6										
高齢者（65歳以上）	3.1										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	---

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
らっかせい	0.05		申			D: <0.01, <0.01(¥)
ばれいしょ	0.09	0.2	○			D: 0.01～0.047(n=4)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02	○			Na: <0.003, <0.003(¥)
かんしょ	0.02	0.02	○			Na: <0.005, <0.005(¥)
やまいも(長いもをいう。)	0.1	0.3	○			MITC: <0.004, <0.01, 0.052
こんにやくいも	0.05	0.05	○			Na: <0.01, <0.01(¥)
てんさい	0.02	0.02	○			D: <0.005, <0.005(¥)(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	0.04	○			MITC: <0.01, <0.01(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	2	○			Na: 0.030, 0.032(¥)(つまみ菜、間引き菜)
かぶ類の根	0.02	0.01	○			Na: <0.005, <0.005(¥)
かぶ類の葉	0.02	0.01	○			Na: <0.005, <0.005(¥)
はくさい	0.01	0.01	○			D: <0.005～<0.006(n=4)
キャベツ	0.02	0.02	○			MITC: <0.005, <0.005(¥)
ケール	0.03	0.02	○			(こまつな参照)
こまつな	0.03	0.02	○			D: 0.003, 0.003, 0.01
きょうな	0.3	0.3	○			Na: 0.02, 0.06(¥)(みずな)
チンゲンサイ	0.1	0.1	○			Na: <0.01, 0.015(¥)
カリフラワー	0.01	0.01	○			D: <0.002, <0.002(¥)
ブロッコリー	0.03	0.03	○			Na: <0.006, <0.006(¥)
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.2	○			D: <0.009, 0.032(¥)(つぼみな)
ごぼう	0.05	0.05	○			MITC: <0.01, <0.01(¥)
しゅんぎく	0.05	0.05	○			D: <0.004, 0.011(¥)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.1	0.05	○			D: <0.02, <0.02(¥)
その他のきく科野菜	0.1	0.1	○			D: <0.02, <0.02(¥)(#)(¥)(菜ごぼう)
たまねぎ	0.1	0.1	○			D: <0.02, 0.02(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	0.02	○			D: <0.02, 0.02(¥)
にんにく	0.1	0.2	○			Na: 0.02, 0.02(¥)
にら	0.01	0.02	○			D: <0.01, <0.01, <0.01
わけぎ	0.1	0.1	○			D: <0.009, 0.018(¥)
その他のゆり科野菜	0.1	0.1	○			D: 0.013, 0.016(¥)(らっきょう)
にんじん	0.05	0.05	○			MITC: <0.004, <0.004, <0.05
パセリ	0.03	0.03	○			D: 0.005, 0.006(¥)
セロリ	0.01	0.01	○			D: 0.002, 0.002(¥)
みつば	0.1	0.1	○			D: <0.02, <0.02(¥)
その他のせり科野菜	0.2	0.2	○			D: <0.04, <0.04(¥)(あしたば)
トマト	0.5	0.5	○			D: <0.014, 0.104(¥)
ピーマン	0.1	0.1	○			D: <0.02, <0.02(¥)
なす	0.02	0.05	○			Na: <0.005, <0.005(¥)
その他のなす科野菜	0.02	0.02	○			D: <0.004, <0.004(¥)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.07	0.08	○			D: 0.002～0.033(n=8)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.1	○			D: 0.014, 0.015(¥)
すいか	0.03	0.05	○			MITC: <0.005, 0.007(¥)
メロン類果実	0.02	0.02	○			Na: <0.005, <0.005(¥)
その他のうり科野菜	0.1	0.1	○			D: <0.01, 0.02(¥)(にがうり)
ほうれんそう	0.09	0.1	○			D: <0.002～0.058(n=9)
しょうが	0.1	0.1	○			D: <0.014, <0.014(¥)
未成熟えんどう	0.05	0.1	○			D: 0.004, 0.011(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.02	0.02	○			D: <0.004, <0.004(¥)
えだまめ	0.03	0.05	○			D: <0.0065, <0.0065(¥)
その他の野菜	0.05	0.1	○			(未成熟えんどう参照)
いちご	0.02	0.02	○			D: <0.005, 0.005(¥)
その他のハーブ	0.2	0.3	○			D: 0.004～0.09(n=4)(しそ)
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

作物残留試験成績等については、Dはダゾメット、Naはメタムナトリウム及びMITCはメチルイソチオシアネートを表している。

※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート

今回残留基準を設定する「ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート」の規制対象は、メチルイソチオシアネートのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
らっかせい	0.05
ばれいしょ	0.09
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
かんしょ	0.02
やまいも（長いものをいう。）	0.1
こんにゃくいも	0.05
てんさい	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.2
かぶ類の根	0.02
かぶ類の葉	0.02
はくさい	0.01
キャベツ	0.02
ケール	0.03
こまつな	0.03
きょうな	0.3
チンゲンサイ	0.1
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.03
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	0.2
ごぼう	0.05
しゅんぎく	0.05
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.1
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.1
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	0.1
にんにく	0.1
にら	0.01
わけぎ	0.1
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	0.1

食品名	残留基準値 ppm
にんじん	0.05
パセリ	0.03
セロリ	0.01
みつば	0.1
その他のせり科野菜 ^{注4)}	0.2
トマト	0.5
ピーマン	0.1
なす	0.02
その他のなす科野菜 ^{注5)}	0.02
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.07
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1
すいか	0.03
メロン類果実	0.02
その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.1
ほうれんそう	0.09
しょうが	0.1
未成熟えんどう	0.05
未成熟いんげん	0.02
えだまめ	0.03
その他の野菜 ^{注7)}	0.05
いちご	0.02
その他のハーブ ^{注8)}	0.2
はちみつ	0.05

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

フルチアニル (Flutianil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく基準値設定の要請（ホップ）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年9月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：きゅうり、なす等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2021年にADIが設定され、ARfDは設定の必要なしと評価されている。国際基準はりんご、おうとう等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、ぶどう等に、EUにおいてぶどう、かぼちゃ等に、カナダにおいてりんご、きゅうり等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルチアニルのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：2.4 mg/kg 体重/day ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	暴露評価対象物質：フルチアニルのみとする。 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>0.1</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI／ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	0.1	幼小児（1～6歳）	0.1	妊婦	0.0	高齢者（65歳以上）	0.1
	EDI／ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	0.1										
幼小児（1～6歳）	0.1										
妊婦	0.0										
高齢者（65歳以上）	0.1										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
パセリ	5	5	○			1.86,2.68(¥)
トマト	0.1	0.2	○			0.03～0.07(n=4)(ミニトマト)
ピーマン	0.3	0.3	○			0.04～0.14((n=6)
なす	0.1	0.1	○			0.025～0.046(n=4)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.08	0.09	○			0.014～0.036(n=4)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.06	○			0.0075～0.025(n=4)
すいか	0.01	0.01	○			<0.0075～<0.01(n=4)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.09	0.07	○			<0.01,0.02,0.04
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○			0.02,0.04(¥)(にがうり)
未成熟えんどう	0.5	0.5	○			0.05,0.15(¥)(さやえんどう)
その他の野菜	10	10	○			4.54,5.76(¥)(食用かえで)
りんご	0.2	0.2		0.15		
おうとう(チェリーを含む。)	0.4	0.4		0.4		
いちご	0.3	0.3	○			0.065～0.129(n=4)
ぶどう	0.7	0.7		0.7		
ホップ	2		IT		2 米国	【0.35,0.65,0.67(米国)】
はちみつ	0.05	0.05				※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙２）

フルチアニルについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フルチアニル

今回残留基準を設定する「フルチアニル」の規制対象は、フルチアニルのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
パセリ	5
トマト	0.1
ピーマン	0.3
なす	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.08
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05
すいか	0.01
メロン類果実（果皮を含む。）	0.09
その他のうり科野菜 ^{注1)}	0.2
未成熟えんどう	0.5
その他の野菜 ^{注2)}	10
りんご	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.4
いちご	0.3
ぶどう	0.7
ホップ	2
はちみつ	0.05

注1) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注2) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

ホスチアゼート (Fosthiazate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：キャベツ、レタス）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年9月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：トマト、すいか等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてトマト、EUにおいてバナナに基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ホスチアゼートのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.002 mg/kg 体重/day ARfD（急性参照用量）： 国民全体の集団：0.007 mg /kg 体重 妊婦又は妊娠している可能性のある女性：0.002 mg /kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：ホスチアゼートのみとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>4.8</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>8.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>4.6</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>5.9</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI／ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	4.8	幼小児（1～6歳）	8.0	妊婦	4.6	高齢者（65歳以上）	5.9
	EDI／ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	4.8										
幼小児（1～6歳）	8.0										
妊婦	4.6										
高齢者（65歳以上）	5.9										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	--

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小豆類	0.01	0.01	○			<0.001~0.004(n=7)
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.001~0.028(n=8)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01	○			<0.001,<0.001(¥)
かんしょ	0.01	0.01	○			<0.001,<0.001(¥)
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.02	○			<0.001~0.011(n=8)
こんにゃくいも	0.03	0.03	○			<0.001,<0.001,0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	0.05	○			0.002~0.022(n=7)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.03	0.03	○			0.001~0.012(n=7)
かぶ類の根	0.08	0.08	○			0.001,0.008,0.03
かぶ類の葉	0.4	0.4	○			0.032,0.122,0.131
キャベツ	0.03		申			<0.001~0.016(n=6)
こまつな	0.2	0.2	○			<0.001,0.006,0.067
きょうな	0.1	0.1	○			0.003,0.014(¥)
チンゲンサイ	0.1	0.2	○			<0.001,0.030,0.043
カリフラワー	0.01	0.01	○			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	0.01	0.01	○			<0.001~0.002(n=5)
その他のあぶらな科野菜	0.1	0.1	○			0.010,0.025(¥)(なばな)
ごぼう	0.05	0.05	○			<0.001~0.024(n=6)
しゅんぎく	1	1	○			0.206~0.588(n=4)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.5	0.4	○・申			0.009~0.214(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	1	1	○			0.008~0.561(n=6)
にんにく	0.02	0.03	○			<0.001~0.008(n=4)
その他のゆり科野菜	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002(¥)(らっきょう)
にんじん	0.09	0.09	○			<0.001~0.053(n=10)
パセリ	3	3	○			1.08,1.33(¥)
みつば	0.2	0.2	○			0.02,0.03(¥)
トマト	0.1	0.1	○			0.007,0.017(¥)(ミニトマト)
ピーマン	0.8	0.8	○			0.061~0.386(n=4)
なす	0.01	0.02	○			0.002~0.008(n=7)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○			0.002~0.110(n=14)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.2	○			<0.01~0.06(n=4)(ズッキーニ)
しろり	0.2	0.2	○			0.01~0.08(n=6)
すいか	0.04	0.04	○			<0.001~0.018(n=13)
メロン類果実	0.2	0.2	○			0.002~0.112(n=6)
その他のうり科野菜(とうがンを除く。)	0.2	0.2	○			0.014,0.047(¥)(にがうり)
その他のうり科野菜(とうがんに限る。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)(とうがん)
オクラ	0.01	0.01	○			<0.001,<0.001(¥)
しょうが	0.04	0.04	○			0.003,0.012,0.017
未成熟えんどう	0.2	0.2	○			0.004,0.029(¥)
未成熟いんげん	0.5	0.5	○			0.028,0.158,0.206
その他の野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(むかご)
いちご	0.1	0.2	○			0.004~0.066(n=6)
バナナ	0.05	0.05			0.05 EU	【<0.01~0.04(n=15)(EU)】
その他の果実	0.02	0.02	○			0.003,0.004(¥)(いちじく)
その他のハーブ	0.1	0.1	○			<0.01,0.022(¥)(みょうが)

農薬名 ホスチアゼート

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
○:既に、国内において登録等がされているもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績
(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)
※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

ホスチアゼートについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ホスチアゼート

今回残留基準を設定する「ホスチアゼート」の規制対象は、ホスチアゼートのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
小豆類 ^{注1)}	0.01
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
かんしょ	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.02
こんにゃくいも	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.03
かぶ類の根	0.08
かぶ類の葉	0.4
キャベツ	0.03
こまつな	0.2
きょうな	0.1
チンゲンサイ	0.1
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.01
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	0.1
ごぼう	0.05
しゅんぎく	1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	1
にんにく	0.02
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	0.01
にんじん	0.09
パセリ	3
みつば	0.2
トマト	0.1
ピーマン	0.8
なす	0.01

食品名	残留基準値 ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1
しろうり	0.2
すいか	0.04
メロン類果実	0.2
その他のうり科野菜 ^{注4)} （とうがんを除く。）	0.2
その他のうり科野菜（とうがんに限る。）	0.1
オクラ	0.01
しょうが	0.04
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.5
その他の野菜 ^{注5)}	0.05
いちご	0.1
バナナ	0.05
その他の果実 ^{注6)}	0.02
その他のハーブ ^{注7)}	0.1
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

器具及び容器包装の規格基準等の改正について

食 品 衛 生 基 準 審 議 会
器具・容器包装部会報告書

1 経緯

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、内閣総理大臣は食品衛生基準審議会の意見を聴いて、器具及び容器包装（以下「器具・容器包装」という。）若しくはこれらの原材料につき規格基準を定めることができることとされており、この規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）「第 3 器具及び容器包装」において規格基準が定められている。規格基準告示において規格基準が定められた器具・容器包装は、法第 18 条第 2 項の規定により、その規格基準に合わなければ製造等を行ってはならないとされている。

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）により、器具・容器包装の主たる材質である合成樹脂を法第 18 条第 3 項の「政令で定める材質」とし、これに対してポジティブリスト制度（原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保されたもののみ使用できる制度）が令和 2 年 6 月 1 日より導入された。そのため、令和 2 年 4 月 28 日に「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（令和 2 年厚生労働省告示第 196 号。以下、「改正告示」という。）によって法第 18 条第 3 項の「政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質」についての規格を新たに定め、令和 2 年 6 月 1 日より適用しているが、パブリックコメント等で要望が寄せられたことを考慮して、当該告示の適用から 5 年の経過措置期間（令和 7 年 5 月 31 日まで）を設けており、経過措置終了までに、別途既存物質に係るリストの最終化を進めることとしていた。その後、令和 5 年 4 月 13 日開催の薬事・食品衛生審議会器具・容器包装部会にそれまでに一定の安全性が確認できた物質のリストについて、審議し了承された。

当該リストは令和 5 年 11 月 30 日に「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（令和 5 年厚生労働省告示第 324 号）によって告示され、令和 7 年 6 月 1 日より施行予定である。

食品の化学的劣化や微生物による変敗リスクの抑制等による食品の安全性向上のために器具・容器包装の多様化が進んでいる中、一部の食品に対して使用できる合成樹脂が限られている規格となっていることに対し、より多様な種類の合成樹脂を使用できるようにしてもらいたいなどの要望もある。また、当該リストやポジティブリスト制度の運用実態を踏まえ、規格基準告示の「第 3 器具及び容器包装」中の規格の整合性について見直す必要がある。改正案については、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会長宛てに令和 6 年 2 月 15 日付けで諮問され、令和 6 年 2 月 16 日に部会で審議した。

2 改正概要

規格基準告示の「第3 器具及び容器包装」の部について、以下のとおり改正を行う。

(1) ポジティブリスト制度導入に伴う整理

① 用途別規格¹⁾の整理

- 器具・容器包装のうち、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、清涼飲料水及び乳等²⁾の容器包装に使われているものについては、昭和50年代に「E 器具又は容器包装の用途別規格」に規格基準が定められている。
- ここに定められている規格基準につき、ポジティブリスト制度導入に伴い、現行制度での運用に関して、
 - ・ 原材料として使用できる物質が規定され、安全性が確認されたもののみが使用される制度となったこと（法第18条関連）
 - ・ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品、清涼飲料水及び乳等の容器包装においては、食品接触面に使用されている材質についてはほとんど合成樹脂が使用されていること
 - ・ 器具又は容器包装の製造事業者に対して器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置が規定され、食品接触面に合成樹脂が使用されている場合には個々の製品に適した製品設計の管理が実施されるようになったこと（法第52条関連）
 - ・ 合成樹脂以外の材質が使用された器具・容器包装においては、ポジティブリスト制度導入前からの規格基準告示で求められている規格（いわゆるネガティブリスト）の規制が維持されること
 - ・ 強度等試験に関しては、容器包装の製造技術が進歩した現在においては用途別規格のない食品と同様、容器包装を使用する食品製造事業者にとって当該食品を流通するために必要な強度等がある容器包装を使用することが明らかであることから、容器包装からの食品への溶出等によるリスク管理措置として必ずしも特定の食品からのばく露等を想定した規格基準を規定せずとも、「D 器具若しくは容器包装またはこれらの原材料の材質別規格」及びポジティブリスト制度が適切に運用される限り安全性を確保することが可能である。また、これに伴い、「E 器具又は容器包装の用途別規格」にあるガラス製容器包装、金属製容器包装、合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装及び組合せ容器包装等³⁾の材

¹⁾ 「E 器具又は容器包装の用途別規格」

²⁾ 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳

³⁾ 2 清涼飲料水（原料用果汁を除く。）の容器包装、3 乳等（乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品）の器具の規格、

4 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準並びに6の（3）容器

質に係る規定を原則として削除する。これらのことから以下の改正を行う。

【規格基準を削除するもの】

- ・ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰食品または瓶詰食品を除く）の容器包装に規定される強度等試験法による規格
- ・ 清涼飲料水の容器包装の規格
- ・ 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準
（なお、常温保存可能品の規格については、通知で示す。）
- ・ 殺菌されている乳酸菌飲料を販売するコップ販売式自動販売機の販売する際に用いるコップ及び食品の自動販売機において食品を販売するために用いる容器の材質制限に関する規格

※ 以下、【規格基準を別の場所に移動するもの（規格の改正を伴うものを含む）】で記載の内容を除く。この改正により、「B 器具又は容器包装一般の試験法」、「C 試薬・試液等」及び「E 器具又は容器包装の用途別規格」に定められている試験法のうち規定の必要のなくなる項目も併せて削除する。

【規格基準を別の場所に移動するもの（規格の改正を伴うものを含む）】

- ・ 清涼飲料水（原料用果汁を除く。）のガラス製の容器包装について、回収して繰り返し使用するものにあつては、透明なものであることの規定を「D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」に移行すること。
- ・ 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームガラス瓶について、「着色していない透明なものであって口内径が 26 mm 以上のものであること」及び調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料のガラス瓶について、「透明なものであること」の規定を、「D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」に回収して繰り返し使用するガラス製の容器包装として改正すること。
- ・ 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格として定められていた溶出試験における試験溶液の規定を「B 器具又は容器包装一般の試験法」に移行し、試験溶液の規定を改正すること（試験溶液の規格の改正は③にて後述。）。

② 総溶出物規格⁴⁾の導入

- 「D 器具若しくは容器包装またはこれらの原材料の材質別規格」の 2 合成樹脂製の器具又は容器包装では、合成樹脂に含まれる意図せず混入する物質

⁴⁾ 「B 器具又は容器包装一般の試験法」への総溶出物試験の新設及び「D 器具若しくは容器包装またはこれらの原材料の材質別規格」の 2 合成樹脂製の器具又は容器包装の(1) 一般規格の 2. 溶出規格への総溶出物の新設（ただし、個別規格が設定されている合成樹脂製の器具又は容器包装を除く。）」

等リスク管理のための規格として、

- ・ 一般規格：過マンガン酸カリウム消費量試験による規格
- ・ 個別規格のある樹脂：蒸発残留物試験による規格

を定めている。

- ①に記載したとおり、ポジティブリスト制度導入により合成樹脂については原材料として使用できる物質が規定されたところではあるが、意図せず混入する物質等への適切なリスク管理措置を講じる必要がある。
- 原材料に含まれる不純物や製造時に発生する非意図的な混入物については、対象となる物質を限定することが困難であることから蒸発残留物試験や過マンガン酸カリウム消費量試験のような総量規制による管理が有効であるが、現行の過マンガン酸カリウム消費量試験は、その試験法の性質上、浸出用液は水に限られるため管理対象となる溶出物が限定的であり、油脂及び脂肪性食品等へ移行しやすい物質に対応できない。食品の種類に即した広範囲の移行物の管理を行うことを目的として、過マンガン酸カリウム消費量試験に代えて、個別規格で規定されている蒸発残留物試験の改良法である総溶出物試験を2 合成樹脂製の器具又は容器包装の(1) 一般規格に導入し、「B 器具又は容器包装一般の試験法」及び「C 試薬・試液等」に必要な試験手順や試薬等を定める。
- なお、個別規格が設定されている合成樹脂製の器具又は容器包装については、現行のとおり、過マンガン酸カリウム消費量試験による規格と蒸発残留物試験による規格のままとするため、個別規格に過マンガン酸カリウム消費量試験を導入する。事業者におけるポジティブリスト制度の運用状況等を踏まえ、将来的には、個別規格が設定されている合成樹脂製器具又は容器包装についても、過マンガン酸カリウム消費量試験に代えて総溶出物規格の導入を検討する予定。

- ③ 溶出規格のうち蒸発残留物⁵⁾ 及びビスフェノールA（フェノール及びp—tert—ブチルフェノールを含む。）⁶⁾ に用いる試験溶液に関する規定⁷⁾ の改正並びに総溶出物に用いる試験溶液に関する規定の改正

- 乳等（クリームを除く。）の用途別規格では、蒸発残留物試験の食品擬似溶媒（浸出用液）として4%酢酸が用いられているが、分配係数が5以上の物質では溶出量が過小評価となる傾向がある。乳等（クリームを除く。）の大部分は冷蔵保存品であることから、10℃10 日間の溶出条件に相当する 60℃30 分間の溶出条件で牛乳と近い溶出量を示す溶媒である 20%エタノールを、乳等（クリー

⁵⁾ 「D 器具若しくは容器包装またはこれらの原材料の材質別規格」の各材質中の溶出試験に規定されている蒸発残留物

⁶⁾ 「D 器具若しくは容器包装またはこれらの原材料の材質別規格」の各材質中の溶出試験に規定されている蒸発残留物の 11. ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装に規定されているビスフェノールA（フェノール及びp—tert—ブチルフェノールを含む。）

⁷⁾ 「B 器具又は容器包装一般の試験法」の 15 溶出試験における試験溶液の調製法

ムを除く。)の食品擬似溶媒として設定する。⁸⁾なお、クリームについては「E 器具又は容器包装の用途別規格」に定められているとおり、ヘプタンを食品擬似溶媒として設定する。

- また、油脂及び脂肪性食品、酒類並びに乳等以外の食品のうち、pH 5 以下のものについては4 %酢酸が食品擬似溶媒として用いられている。ポジティブリスト制度においては酸性食品を食品中又は食品表面の pH が 4.6 以下の食品としていることから、当該規定を下表のとおり、酸性食品の試験溶液（食品擬似溶媒）を4 %酢酸として設定する。

対象食品（第1欄）		試験溶液（第2欄）
油脂及び脂肪性食品並びにクリーム		ヘプタン
酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳（以下、この表において「酒類等」という。）		20%エタノール
油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品	酸性食品	4 %酢酸
	上記以外の食品	水

- その他、所要の改正を行う。

（2）一部の試験法の通知化

- 「第3 器具及び容器包装」においては、「B 器具又は容器包装一般の試験法」、「D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」等（※）に必要な試験法が規定されている。また、必要な試薬等については「C 試薬・試液等」に規定されている。
- 分析技術の進歩や、分析に必要な試薬や器具等の入手困難になる可能性等を考慮の上、適時適切に規格の適否判定を行えるようにするため以下の改正を行う。
 - ・ 「D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」において、材質試験を材質規格と試験法に、溶出試験を溶出規格と試験法に分けた上で、機器分析による分析法が設定できるものは適切な試験法を通知により示して規格への適否判定をすることとし、規格基準告示から試験法及び必要な試薬等を削除する。なお、試験法を告示から削除しないものについては、「B 器具又は容器包装一般の試験法」に移動させ、集約する。

⁸⁾ 内閣府食品安全委員会 平成29年～令和元年度 食品健康影響評価技術研究「合成樹脂製器具・容器包装のリスク評価における溶出試験法に関する研究」(<https://www.fsc.go.jp/fscis/technicalResearch/show/cho99920191706>)

- ・ 「B 器具又は容器包装一般の試験法」に規定されている試験法のうち、機器分析による分析法が設定できるものも同様に、適切な試験法を通知により示して規格への適否判定をすることとし、規格基準告示から試験法及び必要な試薬等を削除する。

(※(1)①による整理で「E 器具又は容器包装の用途別規格」から削除又は別の項目に移行される試験法関係の規定については、ここでは除く。)

【B 器具又は容器包装一般の試験法で規定する試験法】

- 1 過マンガン酸カリウム消費量試験法
- 2 クロロホルム可溶物試験法
- 3 原子吸光光度法⁹⁾
- 4 重金属試験法
- 5 蒸発残留物試験法
- 6 総溶出物試験法
- 7 ヒ素試験法
- 8 ホルムアルデヒド試験法
- 9 2-メルカプトイミダゾリン試験法
- 10 誘導結合プラズマ質量分析法⁹⁾
- 11 誘導結合プラズマ発光分光分析法⁹⁾
- 12 溶出試験における試験溶液の調製法

【告示から通知に移行する試験法】

・ 添加剤試験法

(アミン類(トリエチルアミン及びトリブチルアミンに限る。)、クレゾールリン酸エステル、ジブチルスズ化合物)

・ モノマー試験法

(エピクロロヒドリン、塩化ビニリデン、塩化ビニル、カプロラクタム、揮発性物質、ジフェニルカーボネート、総乳酸、ビスフェノールA(フェノール及びp-tert-ブチルフェノールを含む。)、フェノール、メタクリル酸メチル)

・ 「D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」に定められている個別金属の規格に関する試験法

例) 鉛、カドミウム、ゲルマニウム等

⁹⁾ 「第4 おもちゃ」で引用している試験法のため告示内に残る

(3) その他

「第4 おもちゃ」の部へのハネ改正も含め、所要の文言等の整理を行う。

3 食品安全委員会における評価結果について

厚生労働省は、令和6年3月19日、食品安全基本法第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に対して、規格基準告示の改正について意見を求めたところ、食品安全委員会から、令和6年4月9日府食第225の2号により以下の評価結果が通知されている。

○ 【食品健康影響評価の結果の通知について（抜粋）】

以下の1から3までに掲げる事項を踏まえると、リスク管理機関において、適切なリスク管理を通じて公衆衛生上必要な措置が行われる限りにおいて、人の健康に悪影響を及ぼすものではないと考えられることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、リスク管理機関においては、器具・容器包装に係る製造管理基準や食品の製造におけるHACCPに沿った衛生管理の遵守状況の確認等を通じて、より適切な公衆衛生上必要な措置が行われるよう、事業者を指導・監督すべきである。

1. ポジティブリスト制度導入に伴う整理

(1)「E 器具又は容器包装の用途別規格」（以下「用途別規格」という。）を一部改正することについては、以下により人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

- ・合成樹脂に関連する規定を削除することについては、ポジティブリスト制度の導入により、原材料として使用できる物質が規定され、安全性が確認されたものののみが使用可能となること。また、食品接触面に合成樹脂が使用されている場合には、器具又は容器包装の製造事業者に対する製造管理基準により、個々の製品に適した製品設計の管理が実施されるようになること。
- ・合成樹脂以外の材質に係る規定を「D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」（以下「材質別規格」という。）に移動することについては、従前の規制が維持されること。
- ・強度等試験を削除することについては、器具・容器包装に係る製造管理基準及び食品の製造におけるHACCPに沿った衛生管理が導入されたこと。また、器具・容器包装製造者における製造管理のための手引き等により、製品の安全性（食品用途として適した品質）の確保について、事業者が取組むべき内容の実施にあたり参考とされたい事項の周知がなされること。

- ・清涼飲料水の容器包装、乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準並びに食品の自動販売機において食品を販売するために用いる容器に係る材質制限等を削除することについては、ポジティブリスト制度及び材質別規格における規制並びに食品等事業者による HACCP に沿った衛生管理により、特定の食品からのばく露等を想定した規格基準を規定せずとも安全性が確保されること。

(2) 総溶出物規格を導入することについては、過マンガン酸カリウム消費量試験に代えて、従前よりも食品の種類に即した広範囲の移行物の管理を行うことができるようにするものである。

また、溶出規格のうち蒸発残留物等に用いる試験溶液に関する規定の改正については、以下の通り、より適当な試験溶液に変更するものであるため、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

- ・乳等（クリーム除く）の用途別規格における蒸発残留物試験に用いる試験溶液について、一部の物質で溶出量が過小評価となる傾向があった 4 %酢酸に代えて、60℃30 分間の溶出条件で牛乳と近い溶出量を示す 20%エタノールに変更すること。
- ・油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品における蒸発残留物試験等に用いる試験溶液について、pH 5 以下の食品の場合については 4 %酢酸としていたものを、ポジティブリスト制度における規定に合わせて酸性食品（食品中又は食品表面の pH が 4.6 以下の食品）の場合に変更すること。

2. 一部の試験法を告示から通知に移行することについては、機器分析による分析法が設定できるものは、試験法を通知で示すことに変更したとしても、規格への適否判定が従前と変わるものではないため、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

3. 上記改正に連動する文言の整理等の記載の整備であること。

4 審議の結果

当該報告書の規格基準告示の改正案について了承した。

5 まとめ

規格基準告示に定められた器具及び容器包装の規格基準並びにおもちゃの規格基準について、別添のとおり改正することが適当である。